

国立大学法人東京外国語大学図書除 籍細則

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第123号

改正 平成17年 7月 1日規則第60号 平成19年11月 8日規則第91号
平成20年 3月25日規則第29号 平成24年 3月27日規則第56号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大会計規程（以下「会計規程」という。）第34条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における固定資産の処分に係る事務の手續きのうち、図書を除籍する場合の基準及び必要な事務の手續きについて定め、もって図書除籍事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 図書の除籍については、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(除籍の基準)

第3条 図書の除籍の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前年度以前に所在が確認できず、かつ当該年度において、その所在が確認できないもの
- (2) 回収が不可能と判断されるもの。ただし、所在が明らかなものは除く。
- (3) 破損、汚損が著しく、かつ資料的価値を失っているもの
- (4) 内容が古くなり、資料的価値を失っているもの
- (5) 改版、改訂版が購入され、それに比して資料的価値が著しく劣ったもの
- (6) 利用されることのない複本図書
- (7) 合冊された場合の分冊本
- (8) その他資産管理責任者（国立大学法人東京外国語大学固定資産管理細則第8条第3項に規定する学術情報課長をいう。以下同じ。）が除籍を適当と認めたもの

(除籍手続)

第4条 除籍を行う場合は、図書館委員会において審議し、その結果を資産管理責任者に報告する。

2 資産管理責任者は、前項の審議内容に意見を付し、所定の決裁を得るものとする。

第5条 前条の決裁を行った除籍図書については、資産管理責任者は、図書台帳に所要事項を記入し、速やかに除籍に必要な措置を講ずるものとする。

2 除籍図書は、教職員に払い下げてはならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年3月27日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学
図書除籍細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。